

『花園天皇宸記』を読む

——聖人の本旨に非ず——

我妻建治

(一)

花園天皇は、永仁五年七月、伏見天皇第二皇子として生まれ、名を富仁といわれた。正安三年、後二条天皇の皇太子となられ、延慶元年、十二歳で践祚、そして即位、在位十年の後、文保二年、皇太子尊治親王（後醍醐天皇）に譲位された。

花園天皇は、御歴代のうちでも、ことに広学博覧の方で、つねに君徳の涵養につとめられた天皇であつたといわれる。後醍醐天皇の皇太子量仁親王（後伏見天皇第一皇子、後の光嚴天皇）に対して、元徳二年二月に与えられた『誠太子書』はつとに著名で、その儒教的的理念に裏うちされた深い先見的歴史

認識を披れきされて、将来帝王となるための心得と覚悟とを要望された、いわゆる帝王学の書として余すところのない大文字である。また、同天皇には、延慶三年から正慶元年にいたる長大な日記、いわゆる『花園院宸記』、あるいは『花園天皇宸記』があり、とくに、好学の天皇の居常の具体的行実を、これによつてくわしく知ることができる。例えば、延慶、正和年間の宸記中に、頻発した火災、地震、疫病、さらに春日神木遷座等に対して、同天皇は、つねに「朕依不德歟、可悲」と、それぞれ内省の記事を記していく、まことに印象深い。

花園天皇については、従来多くの先学により、その事績から始めて、学問、思想、教養、趣味等々、あらゆる面から、まさに余蘊なく研究され、枚挙に遑ない業績が累積されており⁽¹⁾、今更、筆者がここで取り上げるべきこともないようにも思われるが、九牛の一毛にものつもりで筆を執った次第である。

花園天皇を取り上げるについて、筆者がここで使用する史料は、『花園天皇宸記』(史料纂集本・三冊)である。そして、筆者がこの宸記を読み進む過程で、注意を喚起された様ざまな事柄のうち、とくに行事や俗信、そして芸能など、一二、三の点について指摘し、以下、これにいささか考察を加えて、花園天皇の思想と行動のその面からのアプローチを試みたいと思うのである。

(二)

さて、この宸記は日記であるから、年月日を柱にして編年的に記述されており、従つてここには、鎌倉末期の天皇、上皇等の宮廷内の行事や年中行事等が精細に記され、総じて有職を研究するための史料として、最も貴重な事実が示されている。

この宸記中には、花園天皇及びその廷臣らによつて行われた、公的な、あるいは私的な学問、詩歌、管絃等の御会についてかなり詳細な記録が見られるることは言うまでもないが、それら宮廷内の行事のうち、まずここで取り上げたいのは「蹴鞠」の記事である。ここで蹴鞠がよく行われているのみならず、同天皇自身、これについて少しく興味ある判断を示しておられるからである。花園天皇は、正和年間の條によると、侍臣らの蹴鞠を見、みずからもこれを行うことがしばしばあり、また、単独で内鞠を行うことがあったが、しかし、後伏見上皇や侍臣らのようには、幼少のころからそれほど好んでこれを行うべきほどのものとは考えられていなかつたらしい。

元亨元年六月十五日条に次のとく記されている。

今日於中園准后第有蹴鞠会、朕可立之由有仰、未練之間固辞、仰及度々猶固辞、然而猶憚可立之由有仰、仍不得已慤立樹下、上皇・朕・前藤大納言・侍從中納言（中略）等立、了藤大納言上鞠、

有頃朕休息、（中略）今日數兩度、一度三百七十落了、一度三百中二落了、事了還御、

また、元亨三年十月朔日条にも、次のように記されている。

侍従三位宗緒參、四日下向関東云々、仍俄有蹴鞠会、御幸中園第也、冬房卿雖辭被責立、予可立之由頻有仰、然而固辭之処、引手令扶立給之間、無力而立樹本、然而不及蹴鞠、即歸入之処、度々有仰之間、慄留立、一足蹴了又休息、冬房又頻辭退、大略宗緒兄弟立之也、（中略）御名足又宗緒兄弟尤有興、（中略）遊戯之中、此芸尤有興、然而予幼年不好之、中比一兩度雖立蹴鞠場、不堪之間所黙止也、又非強而可励之間、自然所閑也、非王者之芸之故也、（中略）此芸故人已謂賤芸、非天子之宜好、仍以彈碁代之、然而近代上自天子下達庶人、皆以好之為事、是有興之故歟、（下略）右の記事に、花園天皇が、兄後伏見上皇の命令ともとられる再三の催促に、不本意ながら蹴鞠の場に立たれた様子がよく表わされている。同天皇は、みずから蹴鞠を行うことをあまり好まれてはいいが、これを見ることには少なからず興味を示された。ことに名足難波宗緒兄弟のそれには感嘆されたが、同天皇は、概してこの蹴鞠という芸に対し、これを王者の芸ではないと極言している。すなわち、これに対して、王者の、あるいは天皇の身につけるべき芸ではないと言うのである。本来、天子の身につけるべき芸とは、同天皇によれば、礼・樂・射・御・書・数のいわゆる六芸であり、すなわち、学問・詩歌・管弦・弓馬等の芸こそが天子の芸であるとするからであろう。この花園天皇の言行は、一見、同天皇の蹴鞠を行うことを好まれないことの単なる言いわけとも見られようが、同天

『花園天皇宸記』を読む

皇の日常の稽古のありようから考えれば、それは、単なる言いわけであるはずは決してなく、同天皇の本意から発せられたものであると考えられる。すなわち、同天皇は、まさに儒教的稽古の君主であるべく、日常的に心がけておられた方であつたからである。

(三)

『花園天皇宸記』を通して次に注意される記事に、当時流行の「八朔」の習俗がある。八朔は八月一日であるが、この日の習俗に、タノミの節供や、馬節供などの名称があり、贈答をする習俗である。半世紀以上後世の人である一条兼良はこの習俗について、その著『公事根源』に、「此の事は、實に本説なし。又正体にもあらず。堅固、世俗の風儀なり。ある仮名の記に建長の頃より此の事あり。初は田の実とて、米を折敷かはらけなどに入れて、人の許へ遣しけるとかや。」などと述べている。宸記中にも、八朔の記事はしばしば出でている。

今日自所々種々物等進之、是近代之流例也、

人々獻物如例

男女進物如例

人々進物如例

正和二年

元応元年

元応二年

元亨元年

人々進物如例

人々進物如例年

ところが、元亨二年八月一日条には次のとく記されている。

諸人進物如例、蓋是近古以来風俗也、於人無益、於国非要、尤可止事也、然而強又非費、自然行來歟、猶不可然事也、雖非本意、被引時俗不能免、此事於君子有慙、可悲々々、但獨醒者似狂、末代之法可悲、行基井詞ニ、背世如狂人、隨世似有望、尤銘肝者也、⁽²⁾

花園天皇は、この八朔の進物・贈答について、これを批判して次のように言われる。これは、人においても益がなく、国のためにも要のないことであるから、やめるべきことであると思う、これは大して費用のかかることでもないから、これまで行われて来たのであろう、しかし、時俗に流れてこれを行うのは君子のあり方としては懸かしく、悲しむべきことであると。花園天皇は、おのれの姿を省みて、人がすべて酔っている中で、独りだけ醒めている人がいると、その醒めた人は周辺から見れば狂人のようなものである、として、結局、みずから進んでは、この習俗をやめさせようとはされなかつたが、この八朔の批判には君子のやるべきことではないとする、同天皇らしい儒教的合理主義が表わされて興味深い。

『花園天皇宸記』中、次に注意される記事として、元亨二年四月二十六日条がある。

今日郭公満耳、朕於隱所聞之、世俗近古以来忌之、可祈祷之由女房等諷諫、未聞本說、不見由緒、

元亨三年
正中二年

太以不足信用、凡近來凡俗、多如此諱忌、是併愚迷甚也、信怪誕之說、非聖人之旨、朕所不取也、
仍不許容、如天變地妖者、本文所指有所象、而猶聖人不為本、况至如此末事、太以不足言、縱雖
寒妖不勝德、不足畏也、⁽³⁾

花園天皇は、この日、隠所、すなわち便所で、郭公、すなわちホトトギスの鳴声を聞いた。このこと
に対し、近侍の女房たちは、それは忌みはばかるべきことであるので、祈祷するようにと、天皇に
それとして進言するところがあつたという。すなわち、當時、郭公を便所で聞くのは忌諱に属するこ
ととしての俗信があつたわけである。

花園天皇は、近古以来のこの俗信に対して、それはいかなる書物、いかなる思想に基づくものであ
るか、その本説、由緒が明白ではないので、信用するに足ることではない、とする。そして、このよ
うなとりとめのないことを信ずるのは、聖人の旨趣でないので、私は、このことを取らない、従つて、
祈祷することを許容しない、という。同天皇は、さらにふみこんで、もし天変地異に関連して、それ
なりにある種の根拠をもつようなことであつても、やはりそれは聖人の教えからすれば、従うわけに
はいかないことである。ましてや、郭公を便所で聞くの忌諱などは末事のことであり、まことに問題
にならないことである、たとい、それが寒妖であつても、その身についた徳にまさるものはないので
あり、徳があれば、それこそがすべてに勝るものであるから、おそれるに足らないことであるとして、
これを批判したのである。ここにも、同天皇の、いわば儒教的合理主義が主張されていると考えられ

る。

ところで、ホトトギスには、考えてみれば、忌みきらわれるべき根拠となるような典拠が幾つかあると考えられる。花園天皇はそれをよく知った上で、しかもそれが聖人の本旨に非ずとされたのであるうか。

例えば、『地蔵十王經』は民間でもよく読まれ、当時大いに尊崇されたものであるが、これによると、ホトトギスは無常鳥と言われ、カラスの拔目鳥とともに、冥界から此岸に派遣された鳥であるので、まことに不吉と言えば不吉の存在であるものとされるのである。花園天皇は、ティーンエイジヤーの正和二年十月の十九日と二十二日に、西大寺の叡尊の法弟如円から『地蔵本願經』の講説をうけておられるが、『地蔵十王經』のような民衆経典の講説や読書はせられていなかつたのであろうか。当時、説話集や和歌などにも、この經典に基づく題材が多く採られ、ホトトギスは死出田長としてもよく知られてゐるが、同天皇はこれを存じなかつたのであろうか。存じていても、それらのことは、聖人の本旨に非ずと断じられたのであろうか。

また、ホトトギスと便所についてであるが、これに関連して参考となるのは、『荆楚歲時記』の記事である。⁽⁴⁾ この歲時記は古くから日本の年中行事書に大きな影響を与えた中国の書物である。この歲時記に次のような記事がある。

杜鵑初鳴、先聞者主別離、学其声令人嘔血、登廁聞之不祥、厭法但作狗声応之、⁽⁵⁾

ここには、ホトトギスと便所が記され、とくに便所においてこれを聞くのは縁起が悪いとされ、これをはらう法まで記されている。この歳時記の記事をみると、このかぎりでは、花園天皇の求める、近古以来世俗が忌諱して来た俗信の「本説」なり「由緒」なりが、この書に、そして、この記事に該当するものであるかも知れないと思われる。花園天皇は広学博覧の方であつたが、この歳時記を読まれなかつたのであらうか。この宸記を通覧したかぎりでは、中にこの書の記録を認めることが出来ないが。しかし、花園天皇の日ごろの行実からみれば、たといこれを知り、読んでおられたとしても、便所においてホトトギスの鳴声を聞くことの忌諱は、まさに怪誕の説であり、聖人の旨でなく、これを許容する態のことではなかつたであろう。

(四)

『花園天皇宸記』中の記事中で、次に注意さるべきことは、「周易」に関連したことである。その記事は、まず正和三年正月十三日条に左のごとく見られる。

式部大輔菅原朝臣在輔參、授群書治要、序許也、第一依為周易不讀之、在輔衣冠持笏、朕着直衣、依年始也、(下略)同天皇は、侍讀菅原在輔から『群書治要』を受けられた。この書は、唐の太宗の勅によつて魏徵らが経史などのなかから嘉言、美事に関する要文を抄出して編まれたもので、五十巻からなる。すなわ

ち、これは経史などの、いわばダイジェストで、日本でも早くから重宝にされた書物である。宇多天皇が、「寛平御遺誠」のなかで、「天子雖不窮經史百家、而有何所恨乎、唯群書治要早可誦習」として、子の醍醐天皇に、天子の心得を説いていることは著名なことである。

花園天皇は侍読より『群書治要』を受けたが、しかし、それも序の部分だけで、卷第一には進まれなかつた。その理由は、卷第一が『周易』であるからであるという。

統いて、同年二月十日条にも同様のことが見られる。

式部大輔在輔卿參、授群書治要序、第一周易也、仍不受説、周易者五旬已前不讀之間、其説近代絕了云々

この日も、花園天皇は、在輔から『群書治要』序だけを受け、卷第一の『周易』には及ばれなかつた。ここで、その理由を、『周易』は五十歳以前には読んではいけないとする、いわば忌諱があるからであるという。この五十歳以前に『周易』を読んではいけないとする考え方とは、もともと、左の『論語』述而篇における孔子の言に由来することだという。

子曰、加我数年、五十以学易、可以無大過矣。

すなわち、この文を「我に数年を加えて、五十にして以て易を学びなば、以て大過無かるべし。」と読む『論語』の古注から来る考え方であると言われる。五十歳前に、易を読めば大過があることになるからである。十八歳の花園天皇は、古くからある、この考え方、そして侍読在輔すらもそれを踏

襲する、この考え方についたわけである。そして、こうした『周易』忌諱の流布の背景には、また、藤原頼長が関連していたと言われる。藤原頼長は、平安末期の人であり、当代一の大学生と評され、あらゆる書物を読破し、『周易』をも若くして読み、これに精通していたという。ところが、頼長が保元の乱において横死することになったことについて、それは、五十以前に『周易』を読んだことによる殃であるとしての評価を得たのである。このことが、「五旬已前周易不讀」の忌諱のもとの一つとして流布される結果にもなったと言われる。結局、同天皇は、『群書治要』卷第一周易を除いて、その後の六月四日、卷第二尚書に進んだのである。

花園天皇は、この『群書治要』卷第一『周易』を受けなかつたこと、そして「五旬已前不讀」とする忌諱を、悪左府頼長と結びつけて、後のちまでもたいへん心にかかる事柄として意識上についたらしい。花園天皇は、やがて帝位を下りて上皇となつた後、すなわち、青年期を越え、元亨四年二月になつて、いよいよ、右の事柄について左のごとく言及しているのである。

十三日巳 晴、字治左府記見了返獻、此人近古才学優長之人也、就中義學為宗、而一期行迹頗不足觀、拳兵是大事、不可輕用、保元大亂為謀首不能成事、其智所以不足称也、於博學強記人以之称之、不審之間、披見記錄之處、作僻見人歟、其證 官掌某丸、名宇不覺練公務者也、為使序下部ム丸被害、仍件下部被禁獄、而無程会赦被免、大臣仰公春致之、記云、是代天行罰、湯武誅桀紂之故也云々、天意豈然乎、又公春寿考事致祈禱、而遂以死去、後偏不信仏法之由記之、愚之甚不可敢言、是又

不知天命也、論語云、不知天命非君子、其智不深足察之、不能立大事遇殃、誠宜乎々々々々、俗云、不至五十学易、故遇殃、嗟呼凡俗之不知道甚哉、可歎息々々々々、道之不正如此、而又行迹有可觀者、慕古跡、每事正理苛刻、或雖過法、多順古事、知理必屈、至此者、雖賢聖豈如之乎、依不知道之大躰、心雖不存私曲、皆逆道、是以遇殃、後世人能可慮乎、（下略）

花園天皇は、『宇治左府記』、すなわち『台記』を読み、ここにおいて、藤原頼長を、一般には「博学強記人」との評価があるが、よく見ると実は「作僻見人」であると言ひ、彼が横死したことは、五旬以前易を読むことによつて遇つた殃では決してないと論じているのである。

さらに、同天皇は、同年二月二十六日条に「周易注疏不慮入手、自愛々々々」と喜び、正中二年六月十七日の条においては、「易疏」を読み、易の聖人の作の意趣を玩味し、知命（五十）以前に読んだ、宇多天皇、後宇多天皇、そして後醍醐天皇にも言及し、また、おのれの易の講読姿勢をも述べて、易を道義を知るための書、天命の書としてまさに称揚しているのである。

此間徒然之間、読易疏、是知命之後、可見此書之由、有古人口伝、而寛平御読之由見御記、是卅許御年歟、未勘之、又漢朝人多以幼年学之、予心中竊疑之、而去年有夢想事、旁以符合之間読之也、

〔裏書〕
「宇治左府記、読易年齡事委記之、子細有理、但不吉之人也、仍後人不為證歟、云王侃說、云和漢之例、強不可憚、何況踐天子之位、豈不知天命哉、是故後宇多院并今上有御讀、予雖不肖、讀

可讀之書等、已經天子之位、讀天命之書、豈背理哉、而任去年夢想、更不為知天命、只為道義也、更不可有苦歟、讀此書之時、洗手不散帶、又不放烏帽、聖人之作、天命之書、有恐之故也、是宇治左府所為也、叶理之間用之、夢想事見去年記、仍不記之、夢涉於虛實、不可偏信、而事理相叶、仍用之也。」

とまれ、花園天皇はここにおいては、頼長や五十旬以前易を讀むことの忌諱を徹底して批判、否定しているのである。

(五)

次に、讖緯説に対する花園天皇の考え方を、改元に関連して探つて見ようと思う。⁽⁶⁾

花園天皇の天皇在位中には讖緯説にからむ改元の儀はなかつた。花園天皇が帝位を下り、後醍醐天皇の治世に至つて、その年次がまわつて来る。

後醍醐天皇の元応三年が辛酉の年に当たり、その二月、改元がなされた。すなわち、「改元応三年」と「元亨元年」が、まずそれである。花園天皇は、この「元亨改元」についての仗議定文を二月二十五日に伝見されたが、宸記中の記事は左のごとくであり、ここにはさほど細かには言及されてはおられない。

(前略) 今日伝見仗議定文、太政以下數輩面々振才学之間、申詞每人数枚、仗議自戌刻事始、翌

日未一点了云々、(下略)

花園天皇は、この改元の儀については、太政大臣久我通雄以下「振才学」と、右の程度しか述べてはいないが、後醍醐天皇の下での仗議においては、実は大論争が展開されていたのである。それは、讒緯説を背景とする改元が問題とされたからである。

讒緯思想を背景とする改元の、日本における最初は、昌泰四年辛酉の年で、これを延喜元年と改元したのがはじまりである。それは、三善清行の勘文によつて進められた結果であった。

そもそも讒緯説とは、一種の予言説で、『易緯』や『詩緯』などの緯書によると、辛酉の年には革命が起ころり、甲子の年には革令が起ころるというように、これらの年には国に大変が起ころるとする予言説である。したがつて、この年に当たるときは、改元を行つて姿勢を正し、天意を伺うべきであるとする。この思想を背景とする三善清行の革命勸文のもとに延喜元年と改めて以来、その後、辛酉や甲子の年には、一度の例外もなく改元がなされて当代に至つていた。後醍醐天皇の朝廷での元心辛酉仗議は、この讒緯説を批判して改元を否定する議論が展開されるところがあつたが、結局、讒緯に依る改元でなく、神武上元に依る元亨改元が行われたのである。このことに関する、『花園天皇宸記』は右に述べた記事を残しただけで、それ以上のことは記されていないので、このかぎりでは、当時の花園天皇の讒緯説に対する見解は明白ではない。

後醍醐天皇治世においては、その後、元亨四年が干支甲子に当たる。こゝにおいて、花園天皇は、

その正月早々から、これについて著しい関心を示し、まず左の記事を残している。

廿八日、乙卯、終日見清行辛酉勘文、加了見、雖無其詮、依不審也、聊有案立事、但猶聊不審相遺之間、猶引勘也、

また、二月四日には、三善朝衡を召して、辛酉、甲子の説を尋ね、質疑を加えて、意見を述べているのである。

そして、二月晦日になつて、花園天皇は、甲子仗議が後醍醐天皇の下で行われたことを聞き、その儀の結末を伝え聞いて、このことに関連して左のごとき意見を宸記中に開陳しているのである。

晦日、丙戌、晴、伝聞、今日甲子仗議云々、今日欲展詩席、計会仗議無人之上、天下重事評定之日、遊宴似有憚、仍延引、安樂光院講演又以同前、後聞、今年不当大變之由、多以議奏云々、是依清行説、以神武天皇元年為部首之故歟、又改元無沙汰云々、是又諸卿所定申歟、但皆同時宜歟、抑麥命麥運古來所恐來也、而先度辛酉之時、緯候非聖人之著作、頗涉于汗誕之由有沙汰、余思之緯候之文言、聖人所不用也、以術數推天運、不先德也、而緯候之説、非偏為虛説也、仍或用之、但寿夭無式、脩身俟命、是君子之志也、是以不用天運之術數、只脩德、緯候之書、不可遑學之故也、然者雖當麥革之年、朝議豈可煩乎、詩緯云、自新如始無窮云々、是即緯候之説又如此、况他書乎、用日新之道、不可閼麥革之運之條文已分明、延喜元年雖有改元、四年無沙汰、有日新之道之故也、德若非日新者、緯候之説又不可有違歟、只在德之有無、更非麥之當否者也、

時宜之趣誠有謂歟、後代君子宜據用、若不量已德、謬謂不関變革、豈免天運乎、能可有思慮耳、抑又緯候之說、以非聖人之作、偏被處如無之段又如何、子細記右、尚可有思慮歟、

当日、後醍醐天皇のもとでの改元の儀のあることを聞いた花園天皇は、これを、天下の重事として、当日予定の詩の御会も、安樂光院における法会もこれを延期した。しかし、この改元の儀は行われたが、改元の沙汰がなされなかつたことを、あとで花園天皇は聞いたという。そして、この改元の儀の論議内容を伝え聞いた花園天皇は、これについて肯定的評価を示している。すなわち、それは、本年甲子大変の年に当たらないという議論によつて改元は行わないことに決したということについてである。一体にして、甲子革命という考え方、いわゆる予言説は、緯書による思想で、緯書は聖人の著作では決してなく、この緯書による考え方は、汗誕・怪誕の説で聖人の用いるところではない。また、この説は、算術計算によつて天運を推し測るものであつて信ずるに足らない。眞の天運のありようは、徳を先にして考えなければならないことであり、天意にかなうか、否かは、徳の有無にあるのであり、治政の基本も徳にある。したがつて、当日の改元無沙汰について、それが諸卿の定めたところであろうか、あるいは後醍醐天皇の意志の反映でもあろうか、いずれにしても花園天皇はこれを肯定的に評価している。

花園天皇は、辛酉革命、甲子革命といったよだんな緯書の思想、予言説を、聖人の旨に非ず、怪誕、虚説としてこれを否定する。そして聖人の旨とは徳を基本とし、徳の涵養こそが最も不可欠のものと

主張するのである。

(六)

花園天皇は、きわめて好学の方であり、君徳涵養をつねに心がけて来られた方であることについては、これまで幾度も繰り返し述べて来たが、同天皇は、元亨二年二月二十三日に至つて、『尚書』についての講読会とも言うべきものの開催を企図し、これを左のごとく始めた。そして、ここには、この会の趣旨が述べられている。

此日召公時・經顕等朝臣、師夏卿談尚書、經顕詠之、公時談正義、雖無人如法内々義也、且為勸學於人也、仍自今日始之、次第五經可談之由所思也、近代儒風大廢、近日中興、然而未及広、或有議、為解人之過殊所談也、於身者強無益者歟、

すなわち、菅原公時、勸修寺經顕、中原師夏らの学者らを集めて、自身がとくに勉強するためでは必ずしもなく、一般的に勉学を人に奨励することを目的として、これを始めるのである旨を述べ、そして『尚書』からまず始めて、やがて五經全体を読むという風に続けていきたいとしている。

『尚書』は、『周易』『毛詩』『礼記』『春秋』とともに五經の一書であり、昔の堯、舜から夏、殷、周三代にわたる、いわゆる聖人の事績が書かれた書物で、儒教の經典として、古くから最も尊崇され

て来たものである。全五十八篇からなるが、花園天皇の下でのこの尚書談義は、最初の「堯典」から始めて、最後の「秦誓」まで篇順に進められた。そして、この会は、一年後の元亨四年三月八日、最後の篇である「秦誓」の談義を完えて、左のごとく竟宴を行つたのである。

八日、午、晴、今日尚書談義竟宴也、春宮大夫以下十余輩、公時朝臣講尺之、秦誓一篇也、談義了披講詩、資明為序者、御製并予詩以下、皆分一篇各賦四韻、此内或有不參之輩、可獻詩之由別仰之、為足篇數也、但五十八篇之内、忌諱之篇、又其義不廣、不足言詩之篇等少々除之、在成為講師、春宮大夫読師、前藤中納言・公時・家高等朝臣為講頌、近進披講、了分散、（中略）凡自去々年夏、始講此書、雖無人、毎月六個度、大略不闕談之、今日無為事了、尤所喜也、凡六經皆可談之由、心中發願也、每一經竟宴可賦詩之由、又心中所企也、

右に見られるごとく、毎月六回ずつ尚書談義の会を持ち、この八日に竟宴を行うに至つたが、ついでは、五十八篇のそれぞれにつき、参会者が分担して賦詩を獻することとなつた。このことに関連して、「尚書」の五十八篇のうち、「忌諱之篇」があつたので、これを除いて行うこととしたと言う。この場合、その五十八篇中の「忌諱之篇」として除かれたのはいづれの篇であろうか。そして、それがなぜに忌諱の対象であつたのであらうか。

『花園天皇宸記』につき、その竟宴の元亨四年三月八日条からさかのぼつて「尚書談義」の会の記事の部分を、一々調査、検討してみると、一と月ほどの前の同年二月九日条に、次の記事がある。

九日、乙、晴、談尚書君陳・康王之誥、顧命依忌諱不談之、(下略)

すなわち、この年正月二十二日の『尚書』の「周官」篇に統いて、右の一月九日には、同「君陳」篇と同「康王之誥」篇の談義をしたが、「尚書」の篇次からすると、「君陳」篇と「康王之誥」篇の間にある「顧命」篇を談義の対象とせず、これを除さとばして、「君陳」篇と「康王之誥」の談義を行つたと言う。そして、その「顧命」篇を除いて進めた理由は、その「顧命」篇が「忌諱之篇」であるからであると言つう。

『尚書』五十八篇のうちで、「忌諱之篇」とされたのは、すべてで何篇あつたのか、その総数についてはこのかぎりでは明らかでないが、少なくともこの「顧命」篇がその一であることは明らかである。あるいは「顧命」篇だけが「忌諱之篇」であつたのかも知れない。

さて、花園天皇によれば、「尚書」「顧命」篇は、「忌諱之篇」であるというが、この「顧命」篇がどうして忌諱の対象になつてゐるのかは、同天皇及びその周辺の人たちはこれを何も説明していないので、それは明らかでないとしなければならない。そして、筆者の浅学いまこれを明らかにし得ず、今後の調査にまつ外はないが、しかし、あえてこれを憶測することができないわけではない。すなわち、「尚書」顧命序によると、「成王将崩、命召公・畢公、率諸侯、相康王、作顧命」とあり、また、漢の孔安国の伝に「臨終之命曰顧命」とある。顧命とは帝王の臨終の命であり、そして、「顧命」篇には周の武王の子成王が、臨終に際して召公以下の重臣、そしてすべての群臣を集めて、子の康王を

相けて天下の政事を行うべきことを託した遺言とその葬礼及び康王への受命のありようが記載されているものである。したがつて、この篇は、天子のいわば遺言を載せたものであるから、いつの時代からかはわからないが、少なくとも、花園天皇及びその周辺の人びとにとつてはもちろん、あるいはその時代には、それは天子と周辺の人々にとつては「忌諱之篇」としてかなり広くあつかわれたものであろうとも考えられるのである。

花園天皇については、これまで述べて来たように、忌諱、俗信等々、いずれも怪誕の説であり、聖人の旨に非ずとして、それらを、ことごとく批判して、これを否定する思想及び行動を示す、いわば儒教的合理主義に徹しているが、この「顧命」篇についてだけは必ずしも、これを批判する見解を表明してはいないのである。

(七)

花園天皇については、その学問、思想、そして行動を通してのその全像は、稀に見る稽古の君としての一般的評価がすでにあるが、筆者は、『花園天皇宸記』のみを通して、ここに記述されている事柄のうち、とくに行事、習俗、そして俗信などに限つて取り出して、そこから同天皇の思想と行動のある側面を取り出そと企て、それを検討して来た。これを結論的に言えば、上來述べて来たよう

『花園天皇宸記』を読む

に、花園天皇は、いずれの面においても、聖人の教を信奉し、聖人の書を規範として、つねに判断し、行動し、その限りにおいて、いわば儒教的合理主義を展開していることを検証した。同天皇については、従来いわれるようによくに稽古の君と言つていいであろう。

ともあれ、ここで取り上げた事柄はきわめて特殊で、宸記中触れるべくして触れない部分もあり、また、考察の必ずしも行き届かなかつた点も多々あり、不十分の点のあることは免れないが、それについても、いざれまた言及すべき機会を得たいと思う。まずは、大方の御教示を得られれば幸いこれに過ぎるものはない。

注

- (1) 花園天皇に関する研究成果は数多く存するが、ここでは、岩橋小弥太『花園天皇』(人物叢書、吉川弘文館)のみをあげておく。また、『花園天皇宸記』(吉川弘文館)の「解題付艶文」も参考となる。
- (2) 注(1)九二頁。平山敏治郎『歳時習俗考』一〇五頁。「独醒」に関し、文保三年正月四日条にも「独醒同届原」とある。
- (3) 注(1)九一頁。芳賀幸四郎「郭公の声」(『日本歴史』四七五号)。
- (4) 坂本太郎「荆楚歲時記と日本」(『坂本太郎著作集』第四卷 三四五頁)。
- (5) 『古事類苑』動物部二・鳥四 八六一頁—八七〇頁。『古事類苑』には、引用の『大和本草』や『本朝食鑑』中に見られる。守屋美都雄訳注『荆楚歲時記』(東洋文庫・平凡社)では三月三日条、一二七頁にあるが、本引用文とはいささか異なる読み下しであるので、便宜、『古事類苑』記載の文を引用した。また島田勇雄

(6) 訳注『本朝食鑑』3(『東洋文庫』)四一頁を参照した。
魚澄惣五郎『日本中世史研究』六一頁以下。拙著『神皇正統記論考』二五頁以下。